

入札監理小委員会における審議の結果報告

国民年金保険料収納事業の契約変更

(案)

日本年金機構（以下、「機構」という。）の「国民年金保険料収納事業」については、平成24年10月開始事業及び平成25年2月開始事業が実施されているところ、契約変更の必要が生じたため、入札監理小委員会において審議を行ったので、その主な結果を以下のとおり報告する。

1. 経緯

- (1) 本事業は平成17年から実施されているが、例えば平成22年開始事業の実施要項における「達成目標」（納付月数）の達成率は、平成24年5月から同年9月までの期間では、現年度分について「73.88%」であるなど、達成率が目標を達していない状況である。

（「国民年金保険料収納事業の実施状況について」（平成25年3月19日入札監理小委員会）4～6頁）

- (2) 平成25年2月に社会保障・税一体改革担当大臣の下に「年金保険料の徴収強化等のための検討チーム」（以下「検討チーム」という。）が設けられ、年金保険料の徴収体制の強化や国民年金保険料の納付率向上等について幅広い議論が行われてきた。

同年8月8日付けで検討チームが公表した「年金保険料の徴収体制強化等に関する論点整理」8頁では、納付督促の頻度や、納付督促の中でも効果が高い戸別訪問の件数を増加させるなど、契約内容の見直しを検討するために、まずは一部の業者に対し試行的に実施するなど、見直しの効果を確認しつつ改善していくべきであると指摘されている。

- (3) このような状況を踏まえ、平成26年10月開始事業の入札に向けて、一部の年金事務所において、モデル的に納付督促の頻度及び戸別訪問員の配置を見直して事業に取り組み、その実施結果及び効果を検証した上で、納付率改善に結び付く適切な督促方法を、次期の実施要項に反映させる必要が生じた。

2. 契約変更の内容

入札監理小委員会は、下記の内容の契約変更について機構から報告を受け、問題がないと判断した。

- (1) 主な変更契約の内容

- ① 契約変更の対象となる事務所
全国 312 事務所中、10 事務所
- ② 納付督促頻度の変更

契約変更前	契約変更後
滞納者のすべてに対して、少なくとも 3 か月ごとの頻度で納付督促を行う。	滞納者のすべてに対して、少なくとも 3 か月ごとの頻度で納付督促を行う。 <u>加えて、電話督促については、毎月の頻度で行う。</u>

- ③ 実施体制の強化

契約変更前	契約変更後
戸別訪問員必須配置数を滞納者 1.5 万人に 1 名とする。	戸別訪問員必須配置数を滞納者 1.0 万人に 1 名又は 0.5 万人に 1 名とする。

契約地区	年金事務所	戸別訪問員必須配置数	必須配置基準
東北②	仙台北	5 人	1.0 万人あたりに 1 人
北関東・信越①	土浦	16 人	0.5 万人あたりに 1 人
南関東①	松戸	21 人	0.5 万人あたりに 1 人
南関東②	足立	14 人	0.5 万人あたりに 1 人
中部②	沼津	4 人	1.0 万人あたりに 1 人
近畿③	東大阪	10 人	0.5 万人あたりに 1 人
近畿③	平野	4 人	1.0 万人あたりに 1 人
中国①	米子	4 人	0.5 万人あたりに 1 人
四国	高松西	3 人	1.0 万人あたりに 1 人
九州②	大分	7 人	0.5 万人あたりに 1 人

- (2) 変更契約の金額

変更前（税込）6,693,510,376 円

変更後（税込）7,005,025,376 円（上限額）

増額分 311,515,000 円（上限額）

- (3) 契約変更の時期

官民競争入札等監理委員会での了承後速やかに

- (4) 契約変更期間（期間経過後は、本件契約変更前の契約内容へ復帰する。）

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

以上